

# 新生「会社法」の 気になる用語Q & A (6)

制度調査部  
横山 淳

「準備金」、「計算書類」、「臨時計算書類」

## 【要約】

2005年6月29日、新生「会社法」が国会で成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。本シリーズでは、新生「会社法」で使われている用語について簡単な解説をする。

本稿では、「準備金」、「剰余金」、「計算書類」、「臨時決算日」、「臨時計算書類」を紹介する。

## 【目次】

- Q 1 : 会社法上の「準備金」とは、資本準備金のことが、利益準備金のことが？
- Q 2 : 会社法上の「剰余金」とは何か？いわゆる「分配可能額」とは異なるのか？
- Q 3 : 会社法上の「計算書類」には何が含まれるのか？
- Q 4 : 「臨時決算日」とは何か？通常の決算日とは違うのか？
- Q 5 : 「臨時計算書類」とは何か？

## はじめに

2005年6月29日、商法等を大幅に改正する「会社法」が可決・成立した。

新生「会社法」では、耳慣れない用語や、日常使う意味とは異なる意味で用いられる用語が、数多く使われている。そのため、制度調査部にも多くの質問が寄せられている。

そこで本シリーズでは、制度調査部に寄せられた質問などを基に、新生「会社法」で使われている「気になる用語」について、Q & A形式で簡単な解説を行う。

本稿では、主に「計算関連」の事項から、「準備金」、「剰余金」、「計算書類」、「臨時決算日」、「臨時計算書類」を取り上げる。



### Q 1 : 会社法上の「準備金」とは、資本準備金のことが、利益準備金のことか？

A 1 資本準備金と利益準備金の総称である。

会社法では、資本準備金と利益準備金を併せた概念として「準備金」という用語を使っている（会社法 445 ）。

これは、会社法制定の基となった「会社法制の現代化に関する要綱」が、「利益準備金と資本準備金とは、単に「準備金」として整理する」<sup>1</sup>としていたのを受けたものである。ただ、「利益準備金」、「資本準備金」という言葉自体は、会社法にも残されている<sup>2</sup>（会社法 445 ）。

なお、準備金の積立ルールの細目は、基本的に法務省令に委ねられている（会社法 445 ）。

### Q 2 : 会社法上の「剰余金」とは何か？ 配当等の「分配可能額」とは異なるのか？

A 2 会社法上の「剰余金」は、期末時点の「純資産額 + 自己株式帳簿価額」に、その後の資本の部の変動（自己株式処分差損益や資本金減少など）を反映させて算出する。こうして算出された「剰余金」は、配当等の「分配可能額」の計算の基礎とされるが、「分配可能額」そのものではない。

「会社法」の下での「剰余金」の算定方法を算式で表すと、かなり複雑だが次のようになる（会社法 446 ）。

$$\begin{aligned}
 \text{分配可能額} = & \text{最終事業年度末の資産} \\
 & + \text{最終事業年度末の自己株式帳簿価額} \\
 & - \text{最終事業年度末の負債} \\
 & - \text{最終事業年度末の資本金・準備金} \\
 & - \text{上記のほか法務省令で定める額（以上、会社法 446 一）} \\
 & + \text{最終事業年度末後に処分した自己株式の処分対価} \\
 & - \text{最終事業年度末後に処分した自己株式の帳簿価額（以上、会社法 446 二）} \\
 & + \text{最終事業年度末後の資本金減少額（準備金積立分を除く）（会社法 446 三）} \\
 & + \text{最終事業年度末後の準備金減少額（資本金積立分を除く）（会社法 446 四）} \\
 & - \text{最終事業年度末後の消却自己株式の帳簿価額（会社法 446 五）} \\
 & - \text{最終事業年度末後の剰余金配当額（会社法 446 六）} \\
 & - \text{上記のほか法務省令で定める額（会社法 446 七）}
 \end{aligned}$$

会社法の条文に従って算式を作成すると前記のようになるが、これでは余りに複雑で分かりにくい。そこで整理して、全体の大まかなイメージを示すと次のようになるだろう。

<sup>1</sup> 「要綱」第六計算関係 5 (3) （注）。

<sup>2</sup> 払込剰余金（株式の発行に際して払い込まれた額のうち、資本金として計上されなかった額）については資本準備金とすることが、会社法上、定められている（会社法 445 ）。

$$\text{剰余金} = A + B + C - D$$

A : 最終事業年度末の純資産額 ( 資産 - 負債 - 資本金 - 準備金 )

B : 最終事業年度末の自己株式帳簿価額

C : 最終事業年度末後に生じた資本の部の変動による下記の金額

自己株式処分差損益 + 資本金減少額 + 準備金減少額 - 消却自己株式の帳簿価額 - 剰余金配当額

D : 法務省令に定める金額

このようにして計算される「剰余金」が、配当等の「分配可能額」の計算の基礎となる。ただし、「剰余金」がそのまま配当等の「分配可能額」となる訳ではない。

法律(会社法)レベルで見ると、両者には概ね次のような違いが認められる。ただし、最終的には、細目を定める法務省令を待たなければ、両者の厳密な相違点は明確にならない。

| 事項                                 | 剰余金                     | 分配可能額                               |
|------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------|
| 期末時点の自己株式帳簿価額<br>(本来、資本の控除項目として計上) | 剰余金に加算する                | 分配可能額には加算しない                        |
| 期末後の自己株式取得                         | 反映しない                   | 取得価額を分配可能額から減算する                    |
| 期末後の自己株式処分                         | 処分差損益を剰余金に反映する          | 反映しない                               |
| 期末後の自己株式消却                         | 消却した自己株式の帳簿価額を剰余金から減算する | 反映しない                               |
| 臨時計算書類( Q 5 参照 ) の作成               | 反映しない                   | 臨時決算日( Q 4 参照 ) までの期間損益等を分配可能額に反映する |

### Q 3 : 会社法上の「計算書類」には何が含まれるのか？

A 3 会社法上の「(株式会社の)計算書類」には、「貸借対照表」、「損益計算書」、「その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの」が含まれる。

「(株式会社の)計算書類」の範囲について、会社法と現行商法<sup>3</sup>を対比すると次のようになる(会社法 435 )。

<sup>3</sup> 現行商法では、「計算書類」に関する明確な定義規定が設けられている訳ではないが、現行商法第 281 条第 1 項第 1~4 号に掲げられたもの(貸借対照表、損益計算書、営業報告書、利益処分(損失処理)案)を「計算書類」と呼ぶのが一般的である(前田庸「会社法入門〔第 10 版〕」(有斐閣、2005 年) p.533 など)。

| 会社法  | 現行商法   |
|--|--|
| 貸借対照表<br>損益計算書<br><b>その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの</b> | 貸借対照表<br>損益計算書<br><b>営業報告書</b><br><b>利益処分（損失処理）案</b> |

会社法における「（株式会社の）計算書類」には、従来の「営業報告書」、「利益処分（損失処理）案」は含まれていない。他方、「その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの」が、新たに「計算書類」に加わることとなる。

「営業報告書」については、会社法の下でも「事業報告書」として存続する（会社法 435）。しかし、その記載内容が必ずしも計算に関するものとは言えないことから、「計算書類」の範囲からは除外されることとなった<sup>4</sup>。

「利益処分（損失処理）案」については、会社法の下では、他の手続等に吸収され、そもそも存在しないものとなっている<sup>5</sup>。

新たに「計算書類」に加えられる「その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるもの」としては、現在のところ、「株主持分変動計算書（仮称）」が予定されている<sup>6</sup>。その内容としては、損益計算書に表れない資本の部の計数の変動を示した書類とすることが想定されているようである。

#### Q 4 : 「臨時決算日」とは何か？ 通常の決算日とは違うのか？

A 4 通常の決算日とは別に、決算に準じる手続を行うために定めた一定の日のこと。会社法では、臨時決算日時点の財産、損益を反映した臨時計算書類を作成し、配当等の分配可能額にその時点の期間損益を反映させることが認められる（臨時決算制度）。

会社法では、臨時決算制度が設けられている（会社法 441 ）。臨時決算制度とは、通常の決算とは別に、期中の一定の日に、その時点の財産、損益を反映した臨時計算書類（Q 6 参照）を作成する制度である。

臨時計算書類を作成し、一定の承認手続を受けた場合、配当等の分配可能額にその時点の期間損益を反映させることが認められる（会社法 461 ）。言い換えると、期中であっても、その時点までに上げた当期の利益を配当に充てることが可能となる。

<sup>4</sup> 相澤哲「一問一答 新・会社法」（商事法務、2005）p.155。

<sup>5</sup> 相澤哲「一問一答 新・会社法」（商事法務、2005）p.155 は、この点について次のように説明している。

「利益処分案（損失処理案）の中に盛り込まれる事項については、剰余金の配当（会社法 454 条）、役員の賞与（同 361 条 1 項）、資本の部の計数変動（同法 448 条、450 条～452 条）等に分解したうえで、これを決算の確定手続とは無関係に随時行うことができることとして整理しているため、会社法上は、利益処分案（損失処理案）は存在しない。」

<sup>6</sup> 相澤哲「一問一答 新・会社法」（商事法務、2005）p.156。

そうした「臨時決算」を行う「一定の日」のことを「臨時決算日」という(同前)。当然、通常の決算日とは異なる日となる。

なお、臨時決算制度の適用を受けるためには、後述(Q5)するように、会計監査人による監査や株主総会の承認など、通常の決算に準じた手続が必要とされている。

#### Q5：「臨時計算書類」とは何か？

A5 臨時決算日の時点の財産、損益などを反映して作成される貸借対照表と損益計算書のこと。

前述(Q4)の通り、会社法では臨時決算制度が設けられている。臨時決算制度に基づいて、臨時決算日時点の財産、損益を反映して作成されるのが「臨時計算書類」である(会社法441)。

会社法上、「臨時計算書類」として作成される書類は次の通りである(同前)。

臨時決算日における貸借対照表

臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書

作成した「臨時計算書類」については、次のような手続が必要とされている(会社法441)。

#### (監査役設置会社、委員会設置会社、会計監査人設置会社の場合)

監査役、監査委員、会計監査人による監査

#### (取締役会設置会社の場合)

取締役会による承認

#### (株式会社全般)

株主総会の承認(注)

(注)臨時報告書が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合は不要とされる。具体的には、監査役(監査委員)及び会計監査人の監査報告が適法意見であるという要件が法務省令で定められるものと思われる(太田達也『「新会社法の実務」総合解説』、週間経営財務 No.2735、p.38)。

臨時計算書類を作成した場合、会社は、作成した日から5年間、会社の本店に備え置く必要がある(会社法442 二)。また、原則として、臨時計算書類の写しを3年間、支店に備え置く必要がある<sup>7</sup>(会社法442 二)。

<sup>7</sup> 支店で閲覧・交付請求に対応できる一定のシステムを設けている場合には、支店での臨時計算書類の写しの備置きは免除される(会社法442 )。

臨時計算書類は、株主及び債権者による閲覧請求、謄本等の交付請求の対象にもなる（会社法442）。

**（参照）これまでの「新生「会社法」の気になる用語Q & A」レポート一覧**

| レポート名                              | 執筆者  | 日付         | 用語   |
|------------------------------------|------|------------|--|
| 新生「会社法」の気になる用語Q & A (1)            | 横山 淳 | 2005.06.30 | 「公開会社」<br>「親会社・子会社」<br>「大会社」<br>「種類株式発行会社」             |
| 新生「会社法」の気になる用語Q & A (2)            | 横山 淳 | 2005.07.29 | 「無償割当」<br>「募集株式」<br>「株券発行会社」                           |
| 新生「会社法」の気になる用語Q & A (3)            | 横山 淳 | 2005.07.29 | 「取得条項付株式」<br>「全部取得条項付株式」<br>「取得請求権付株式」<br>「取得条項付新株予約権」 |
| 新生「会社法」の気になる用語Q & A (4)            | 横山 淳 | 2005.08.25 | 「役員」<br>「役員等」<br>「業務執行取締役」<br>「社外取締役・社外監査役」            |
| 新生「会社法」の気になる用語Q & A (5)            | 横山 淳 | 2005.09.29 | 「配当財産」<br>「分配可能額」<br>「金銭分配請求権」<br>「基準株式数」              |
| 新生「会社法」の気になる用語Q & A (6)<br>(本レポート) | 横山 淳 | 2005.09.30 | 「準備金」<br>「剰余金」<br>「計算書類」<br>「臨時決算日」<br>「臨時計算書類」        |